

平成18年1月31日

NPO 法人コンピュータエンタテインメントレーティング機構

レーティング制度の趣旨と改訂について

現在のレーティング制度は、表現の自由を最大限に尊重し、且つゲームソフトの内容・表現を社会の倫理水準に照らして適正に維持することを目的として、2002年10月より実施しております。

この制度においては、審査の基準となるCERO倫理規定などにより青少年の健全な成長に悪影響を与えるような表現・内容は禁止表現として規定し、市場に提供しないことを前提としております。

この間、会員会社89社をはじめ関係各位と一般ユーザーのご協力により、制度は順調に立ち上がり、すでに約2500タイトルを審査して参りました。

最近3ヶ月の受審率(推定)は95%~100%を保っております。

一方、ゲーム市場も変化を続けており、ユーザー層の拡がり、技術の進歩に伴い、よりリアルな表現の作品が開発されるようになって参りました。

そこで、この度、従来のレーティング区分に加えて、「青少年に対して販売したり頒布したりしないことを前提とする」レーティング区分を新設することといたしました。

なお、この新区分の設定によりまして、これまでの禁止表現領域を大きく変更することはありません。

したがって、他団体等のいわゆる「18禁」に相当するソフトには、これまでと同様、レーティングを与えないことに変更ありません。

また、この機会にレーティング区分の呼称を変更いたします。

すなわち、新設区分は「Z」、以下、年齢の低い順から「A」「B」「C」「D」とし、消費者に、よりわかりやすい表示とするため、「Z」には「18才以上のみ対象」、以下「A」「全年齢対象」、「B」「12才以上対象」、「C」「15才以上対象」、「D」「17才以上対象」と対象年齢を併記致します。

「Z」を除くこの4区分については、あくまでも消費者側に対する情報提供が目的であり、青少年に対しては有害な情報は含まない区分であることなど従来通りです。

「Z」区分の新設及び「D」区分を「17才以上対象」と変更することに伴い、審査基準の改定をおこないます。

なお、実施時期は平成18年3月1日以降受付の審査より適用する予定です。

以上